

< 損金算入についてのお知らせ >

社会福祉法人 江東区社会福祉協議会

1 寄附した法人は、確定申告によって次の限度内で法人税法上損金算入が可能です。

(1) 一般寄附金の損金算入限度額 (法人税法第37条第1項該当)

$$\left[\begin{array}{l} \text{期末資本金等} \times \frac{2.5}{1000} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \\ + (\text{所得金額} + \text{損金経理の寄附金額}) \times \frac{2.5}{100} \end{array} \right] \times \frac{1}{4}$$

上記の一般寄附金の損金算入限度額は社会福祉法人を含めあらゆる寄付金について損金算入が認められている限度額です。

(2) 社会福祉法人等に対する特増寄附金の損金算入限度額 (法人税法第37条第4項該当)

$$\left[\begin{array}{l} \text{期末資本金等} \times \frac{3.75}{1000} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \\ + (\text{所得金額} + \text{損金経理の寄附金額}) \times \frac{6.25}{100} \end{array} \right] \times \frac{1}{2}$$

社会福祉法人、学校法人及び独立行政法人等特定公益増進法人に対する特増寄附金については、上記(1)の一般寄附金の損金算入限度額のほかに、別枠で損金算入することができます。この場合には確定申告書に法人税法第37条第4項の規定による損金算入を行った旨を記載した法人税法施行規則別表14(2)の「寄附金の損金算入に関する明細書」(用紙は税務署にあります)を添付してください。(24.4.1適用)

(3) したがって、仮に資本金3,000万円、法人所得2,000万円の法人が社会福祉法人に寄附を行う場合の損金算入限度額は、一般寄附金の損金算入限度額143,750円、別枠である特増寄附金損金算入限度額681,250円となります。なお、一般寄附金損金の枠の残りがあればこれを特増寄附金損金算入限度額に加えることができます。

なお、法人におかれては、損金算入に必要な損金経理をお願いします。

2 上記の措置を受けるため確定申告に際して本法人が発行する領収書が必要となりますので、相当期間大切に保存してください。

3 詳細は、最寄りの税務署にご照会ください。